

名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準の骨子

項目	内容
基準の目的	愛知県が系統造成した名古屋コーチンの交配等により生産される名古屋コーチン(以下「県が供給する名古屋コーチン」という。)を特定し、消費者に届く鶏卵肉が、県が供給する名古屋コーチンの鶏卵肉であることを明確にし、消費者の信頼確保に寄与すること
用語の定義	名古屋コーチンを「鶏の品種である名古屋種の鶏」と規定。 他に、「種鶏場」「種鶏」「実用鶏」「民間ふ化場等」「飼養農家」についても定義を規定
確認方法	「外形上の特徴」を備え、また、「DNA 検査」により確認できるもの
生産・流通段階における必要な措置	1 民間ふ化場等 種鶏場は、民間ふ化場等に限る、種鶏を供給 民間ふ化場等の遵守事項(指定の交配様式、種鶏の譲渡禁止、実用鶏の交配禁止とその確認等)及び、誓約書の提出を規定 2 飼養農家 飼養農家の遵守事項(実用鶏の交配禁止、実用鶏の譲渡禁止等)及び、誓約書の提出を規定 3 処理から販売に関する事業者 実用鶏から生産された鶏卵肉に限り、県が供給する名古屋コーチンから生産された旨の情報を、販売先及び消費者に伝達 JAS 法、食品衛生法、景表法、不当競争防止法など関連法令の遵守を明示
公表	「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」、「誓約書を提出した民間ふ化場等及び飼養農家の名称等」を、県のホームページにおいて公表
その他	この基準を遵守しない者に対しては、種鶏・実用鶏・その鶏卵肉の供給停止

出典:愛知県公式 Web サイト 名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準の骨子